

第5回議会改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和5年10月6日（金曜日）

午前11時12分 開会

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午前11時50分 散会

付託事件

(1) 議会の改革に関すること

1 本日の会議に付した事件

(1) 議会中継の字幕表示について

(2) タブレット端末の導入に係る情報通信機器の使用について

(3) その他

2 出席委員（27名）

| | | | |
|-----|-------------|------|---------------|
| 委員長 | 綿 引 健 君 | 副委員長 | 佐 藤 昭 雄 君 |
| 委員 | 池 田 悠 紀 君 | 委員 | 中 庭 由 美 子 君 |
| 委員 | 土 田 記 代 美 君 | 委員 | 田 中 真 己 君 |
| 委員 | 渡 辺 欽 也 君 | 委員 | 細 谷 智 宏 君 |
| 委員 | 打 越 美 和 子 君 | 委員 | マ ー サ ー 川 又 君 |
| 委員 | 森 智 世 子 君 | 委員 | 滑 川 友 理 君 |
| 委員 | 萩 谷 慎 一 君 | 委員 | 田 尻 由 紀 子 君 |
| 委員 | 森 正 慶 君 | 委員 | 後 藤 通 子 君 |
| 委員 | 鬼 澤 真 寿 君 | 委員 | 藤 澤 康 彦 君 |
| 委員 | 小 泉 康 二 君 | 委員 | 須 田 浩 和 君 |
| 委員 | 田 口 文 明 君 | 委員 | 鈴 木 宣 子 君 |
| 委員 | 高 倉 富 士 男 君 | 委員 | 黒 木 勇 君 |
| 委員 | 袴 塚 孝 雄 君 | 委員 | 安 藏 栄 君 |
| 委員 | 松 本 勝 久 君 | | |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長 天 野 純 一 君 総務課長 加 藤 清 文 君

議事課長 大 嶋 実 君

6 執行部出席者の氏名

財務部長 白 田 敏 範 君 財政課長 佐 藤 直 明 君

7 事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|------|----|---|---|---|---|---|
| 議事課長補佐 | 綱 | 島 | 卓 | 也 | 君 | 議事係長 | 武 | 井 | 俊 | 夫 | 君 | |
| 法制調査係長 | 武 | 田 | 侑 | 未 | 子 | 君 | 書記 | 樫 | 原 | 和 | 則 | 君 |
| 書記 | 久 | 野 | 琢 | 郎 | 君 | | | | | | | |

午前11時12分 開会

○綿引委員長 引き続き、お疲れさまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第5回議会改革調査特別委員会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の案件はお手元に配付をいたしました日程のとおり、議会中継の字幕表示について、ほか2件であります。

初めに1番の議会中継の字幕表示についてであります。

本件につきましては、前回の委員会におきましてお手元に配付いたしました資料に基づき御協議をいただいたところでございます。本日は前回の委員会でも申し上げましたとおり、会派ごとに御意見を伺ってまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、公明党さんのほうから順番をお願いいたします。

○黒木委員 前回実際にここで文字化を見せていただきましてすばらしいなと思えました。結論から言いますと2ページ裏面の5番の方針案の検討で方針案1です。インターネット配信と傍聴席の双方に字幕表示を導入するというので、両方に導入ということでもいいかと思えます。傍聴席に関しましてはモニターが2台ありますけれども、そこに文字を入れていく形で新たなモニターの設置は必要ないのではないかというふうに思います。なるべく早期にやっていただけるとありがたいという会派の意見でございます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

次は共産党さん、いかがでしょうか。

○田中委員 結論から申し上げますと、私どもも方針案1なんですけれども、インターネット配信は必要だろうと思いましたが、ただ傍聴席についてはいろいろ検討をいたしました。聴覚障害の方にあのモニターが見やすさとしてどうなのかということがあったわけですが、一方で手話通訳については人員の確保が、専門家の方に聞いてもなかなか困難だと。1人当たり30分から1時間が限界で、本会議5日間を確保するのはなかなか容易でないということも聞きました。ベストなのは手話通訳と字幕が両方あるほうがいいんだけれども、当面、中途失聴者とか手話を十分理解することが難しい方もいらっしゃるということなので、字幕である意味はあるだろうということになりまして、結論は方針案1で両方に導入してはどうかということになります。

○綿引委員長 ありがとうございます。

次、立憲みとさん、いかがですか。

○滑川委員 会派のほうで話し合いを行いまして、この議会中継の字幕表示につきまして賛成の立場でございます。特に傍聴席の字幕表示につきまして、聴覚障害の方とはいえどもまだ手話を学んでいない方とか、先天的もしくは後天的に聴覚障害となる以前に御高齢により耳が聞こえづらくなった方とか、そういった方になるとなかなか手話を理解できないという方も一定数、むしろそっちのほうが多くいらっしゃるというふうに伺いました。そういったことから選択肢を増やすという取組として、モニターによる字幕表示と、そして希望があれば手話のほうもつけることができるよという、選択肢を増やすという取組が望ましいのかなというふうに思いまして会派の意見として取りまとめをいたしました。

以上です。

○綿引委員長 方針案1ということで。

○滑川委員 はい、そうです。

○綿引委員長 次，無所属，田口文明委員，方針案1，2，3のところ。

○田口委員 私はこの方針1と2についてもどちらも賛成でございます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

次，水政会さん，お願いします。

○須田委員 会派といたしましては，趣旨にはもちろん賛成の立場でございまして，ただその方針案の検討の前に，やっぱり技術的なもので，この間ここでデモンストレーションをやっていただきましたけれども，まだまだ誤字脱字，正確性の部分では正直どうしても人の言葉を拾っての話なので課題もあるのかと思っております。また，最終的にはきちんとした清書の形で会議録としてこれまでもきちんといただいたのも公表していたというのがありますので，ボランティアの話もあるんですけども，若干時期尚早的な面もあるかなというのはちょっと意見として申し添えさせていただいた上で，方針案2の部分で賛成の立場で話をしていきたいと思えます。

○綿引委員長 方向性としては賛同で，方針案に関しては2ということですね。ありがとうございます。

次は魁，水戸，袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。聴覚障害者の方についてはこれまで皆さん方がおっしゃいましたように，全ての方が手話を理解できる状況ではないということもこの関係の事務局からお聞きしているところでもあります。また，差別解消法，いわゆる合理的な配慮の観点からもインターネット配信と議場での字幕スーパー，これは不可欠ではないかこのように考えております。したがって，特別委員会の1ページ，2ページに記載の方針，インターネットと傍聴席へ双方の字幕の表示を導入する，こういうことについてはぜひお願いをしたいという立場でございます。

また，慎重な論議も大変必要ではありますけれども，考え方として，これから議会改革をしていく上では，まずやってみて，そして駄目であれば改善していくとこういうふうな考え方が一番いいのかなというふうに思えます。また，事務局，我々もあくまでも字幕スーパーを入れたからもう手話通訳ができないんだということではなくて，手話通訳の導入については必要があればできるよということもあわせて広報活動していく，こういった努力が必要かなとこのように思っていますので，ぜひ皆さん方の御賛同をいただきながら進めてまいりたい，こういう立場でございます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

次，誠和会さん，安藏委員，お願いします。

○安藏委員 会派でいろいろと検討をさせていただきました。賛成の立場でちょっと1点だけ意見があったのは，確かに手話通訳の方が足りないということも聞きました。そしてインターネット配信に字幕を入れるのはかなり抵抗があるのではないかとこの感覚でちょっと私は見ていたものですから，その点はちょっと不安があります。あと1点，いきなりやるのではなくて，まずテストをしてみてはどうかというふうな話がありましたので，この席でちょっと意見として申し上げたいと思えます。とにかく改革ですので，今まで以上に

いろいろな問題が出てくると思うんですけども、ぜひ前向きに取り組んでいただければありがたいと思います。

○綿引委員長 案としては方針案1の方向性でということではよろしいですか。

○安蔵委員 そうそう、方針案1のほうで。まずさっき言ったテストをしてくれというのは、まずは難聴の方に連絡を取っていただいてどういうふうな感覚か聞くのも必要なことかなという意見も出ましたので、申し添えておきます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

最後、国民民主党もと、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 簡潔に私も方針案1のほうで賛同いたします。

○綿引委員長 今、全会派から御意見をお伺いさせていただきました。おおむね方針案1のところで合意をいただいたところでございますけれども、水政会さんのほうから方針案2と、またほか会派から様々なプラスアルファの御要望も出ておりますが、基本的には前に進めるということで合意が取れたのかなというふうに思っております。

また、スケジュール上の関係でございますけれども、11月中旬に令和6年度の予算要求の時期になってまいります。今回、もし皆様のところで御同意をいただけるのであれば、今日のところでその予算編成にあわせた形で事務局のほうに作業を進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。それではそのように進めていただきますので、御承知おきよろしく願いいたします。

次に2番の、タブレット端末の導入に係る情報通信機器の使用についてであります。

本件につきましては、前回の特別委員会で導入端末の機種やスケジュール等について御報告をさせていただきました。本日は端末の導入に当たりまして、その使用基準や議員各位に貸与する端末以外の情報通信機器の会議への持込み等について御意見を伺ってまいりたいと思っております。

なお、本件につきましては先例・申合せ事項において、「携帯電話及びスマートフォンは議場または委員会室においては使用しないこととする。」との定めが唯一あるのみとなっております。資料1に記載の項目についての検討が必要になるものでございます。

それでは本件につきまして御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

特別委員会資料で、タブレット等端末使用基準の策定に係る検討事項ということでお手元にお配りをさせていただいておりますけれども、1、2、3、その他入れて4項目ありますが、本日は項目も多岐にわたることから、まず1番、今お話をいたしました貸与端末以外の会議等（本会議、委員会、協議等の場（全員協議会あるいは議会報編集委員会））への持込みについて、皆様から御意見を賜っていきたく思います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、発言させていただきます。これまでもスマートフォン、その他、いろんな形でテレビでも報道されている、こういうことがございます。したがって、これまでのいわゆる機器の持込みについては私はそれは堅持すべきであるとおのうに考えております。また、タブレット導入についてもいろん

な検索の仕方によっては何か海外の絵が出てしまったり、そういうふうなことがあって新聞、テレビ等でも議会に対しての風当たりが強い、こういうことがございますので、タブレット導入については早急にすべきだというふうに思いますが、調査事項、理由があるもの、そういったものが検索できる、もしくは市から出てくるペーパーレス化の中での情報、そういったもの。それから他市の情報、こういったものについてはきちんとこういったものを検索しながら論議を深めていくと、こういうことが開かれた議会の中では必要のかなとこのように思っていますので、そういった意味においては先ほど委員長からお話がありました、やはり先例・申合せ事項の中での機器の導入、これについては私は従来のままでよろしいのかなという御意見を申し上げさせていただきます。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 実質なんですけれども、タブレットを持ち込むということはタブレットに電話機能があるかどうかもう分からないような時代になっていますので、そうなってくると携帯電話とタブレットでどこまでが違うのかとなると、どちらかもう分からない端末があるんですよ、それぞれに。と考えると、袴塚委員、それはすごくよく分かるんですけれども、携帯電話と垣根がなくなっている以上、この1の条文に関してはこれをなくして、タブレットを持ち込むこととか、携帯電話の持込みは実質、今まではこれ使用禁止ですからね。だから、そういう意味では垣根がなくなっているのだから、だから例えばギガ数が10ギガで足りなければとか、ここはWi-Fiを取っているからいいけれども、そういうことで考えれば、その部分に関しても削除するべきだと思っています。

それで、ルールとして当然、先ほど袴塚委員が言ったように、検索やら会議に関係ないものの使用は一切禁止とするというような形を取る。通常のあちこちの都道府県議会などでもやっぱり禁止事項を設けていますので、そののところできちんとほかのを検索しないようにということを盛り込むのが正しいのかなと。しかも、それに対して罰則という話ですけれども、実際にはそういうものに関して今監視の目も市民から厳しくなっている時代でありますので、それをやれば当然ながら何らかの理由で自分の不人気につながったり信頼感がなくなるのにつながっていくということですから、基本的にはオープンにして禁止事項はつくる。ただ、かといって罰則規定というのはそれはそぐわないのではないかと私は思っています。

○綿引委員長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

あくまでもルールづくりのまず一歩目のところでございますので、今日の段階では様々な御意見を出していただいて、数回の議論を重ねた上で、最後はどちらにしるルールづくり、最終的なものはつくらなければいけないと思っておりますので、そういった工程を踏まえて御意見をいただければと思います。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 先ほどの袴塚委員さん、須田委員さんのお話はもったもな部分がたくさんあって、皆さんもほぼほぼ同意されているかなと思います。ただ、ここで2番目の貸与端末の取扱いについてということでアプリケーションのダウンロード、こちらのほうは制限かける……

○綿引委員長 今日のところは1番目のところ。

○鬼澤委員 失礼しました。すみません、禁止事項というのがあったものですからちょっとそちらのほうに触れてしまいました。

1番目のところで、では持込みについてこの規律を見ますと、議場または委員会室においては使用しないこととする、つまり持込みは可能とするというようなこともここらは受け取れるというふうに思うんですが……

〔「何で使用しないということになったんですか」と呼ぶ者あり〕

○鬼澤委員 使用はしない。

〔「電話の使用で、携帯、スマートフォンを使用しないという、検索することすらも使用しないになっちゃうんですかね」と呼ぶ者あり〕

○鬼澤委員 そうそう。

〔「そこはもう解除したほうがいいんじゃないか。電話の使用はしないよね」と呼ぶ者あり〕

○鬼澤委員 そのこのところを皆さんで申合せをきちっとつくって、そして例えば使用しないこととする、ポケットには入っているけれどもそれを取り出さないとか、あるいは最初からタブレットがあれば携帯の必要性がないから一切議場には持ち込まない、それらのところがはっきりと皆さんで共通理解が図ればいいのかと思いますので、その辺りをちょっと絞って話し合うのはいかがでしょうか。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 携帯電話とスマートフォンを使用しないという部分で、使用しないにするとか、どこかに電話をかけたりしないというそのものなので、その部分は残して、使用しないになっちゃうと検索とかデザリングとかいろんなことができなくなるので、携帯に入っているデータを自分のタブレットに送りたいときもあるでしょうということで、電話の使用をしないという部分は残してもらってその他の使用は、通話をしないというところをきちんと残してもらおうということをお願いしたいと思います。すみません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 我々党派といたしましてもやはり本会議場は厳粛な場所だというふうに思っております。そういったことから、今までどおり携帯電話及びスマートフォンというものは使用しないというところはもう大前提だというふうに思っております。

ただ、タブレット導入ということでももちろん通話、会話をする機能だけではなくてLINEというメッセージアプリであったり、もしくはワード、エクセル等、議会に関係ない文書作成だったり、いろんなことができちゃうという面もあります。なので、今後どうするかは別としても、この規則規律のところ、あくまでもタブレットというのは議案書に代わるものがタブレットなわけですから、議案書に係る以外の使用方法というのは望ましくないというふうに思っておりますので、そういった文言もぜひ加えてくださると、より規律が守れるのかなと、厳粛性が保たれるのかなというふうに思い意見をさせていただきました。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

マーサー委員。

○マーサー川又委員 タブレットを導入するという前提があるわけですから、当然アクセスというのはフリーな状態。先ほど須田委員がおっしゃったようにそもそも、例えば包丁の使い方、料理に使うか別なものに使うかというのと同じような議論で、アクセスができる状態のものを議場に入れるわけですから、我々は

子どもではないのでそのモラルの中でやればいいんじゃないかなと私は思っています。当然ながらそれで、もし内容と違うものにアクセスしているような議員がいれば、それは有権者が必ず裁くというようなターゲットにされるだけの話ですから、私は皆さんが大人の感覚を持って導入にそんなに規律規律と制限をかける必要もないのかなという、一意見としては思います。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

小泉委員。

○小泉委員 ちょっと見方を変えた質問になるんですけども、ちょっと事務局にお伺いしたいんですけども、議場で採決のときに議場を閉鎖して採決に臨むと思うんですけども、その目的って何なんでしたか。数が変わらないためにですか。

○綿引委員長 事務局。

○大嶋議事課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

議場閉鎖の御質問だと思うんですけども、議場の閉鎖は選挙投票のときだけ行っております。こちらにつきましては途中での退席、退室、途中からの入室、こういったものがないようにというところで数の問題がございますので、そういったところを確実にするための措置でございます。

○小泉委員 数の確定をさせるためだということであればまたちょっと話は変わるんですけども、それは理解しましたということで。

要は、会議中に外部と連絡を取る云々でそれを制限するためにこういった使用についての部分の文言、規則、規律ができたんだと思うんです。なので、そういった部分では新しくタブレットを入れるということに関してはいろいろと新しい解釈で、使用目的もそうですし、使用上のルールというのは議会で諮っていく必要があるんだろうなというふうに思います。ただ、同類のものになりますけれども、あくまで議会在認めたタブレットに関しては導入がオッケーですよというような話の、本来今までの携帯、スマートフォンでの使用というものは同類の話ではあるけれども、もともとの入り口としては違って来る面もあるのかなと思うので、それに関しましては今後運用のルールとかもやりながら決めていくんだと思うので、それこそまた各党派の皆さん、もちろん議員のリテラシー、モラルというのも大前提にした上で、ただある一定のルールはあったほうがいいのかというふうにも思いますので、また継続で話せばいいんじゃないかなと思います。

○綿引委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 まず1番のほうの携帯、スマートフォンは使用しないというのは当たり前といたしますか、変える必要性はあまり感じないと思っています。というのは、貸与端末が支給された場合に仮にその場で何か検索をしたいということであれば、できる機能があるとすればスマホも必要ありませんし、もちろん通話なんかは話のほかなのでそもそも必要がない。ただ、何か緊急の連絡があったときに後でかけるために持っておきたいという程度の話であって、それを使うということは基本あり得ないのかなと思っています。

もう一つは、貸与端末以外という場合どこまで言っているのかちょっと分からないのですが、携帯、スマホ以外に例えば個人のパソコンとかということも仮に言っているとすれば、今は例えば質問したいことをプ

プリントアウトして紙で持って行ってやっているわけですが、貸与端末とこっちのパソコンもあって、議案書もあってみたいなことが果たしているのかということもあると思うんです。だから、貸与端末で例えばそういう自分で質問したいことも書き込めるとかということであれば一つで用が足りるわけですし、ですから、市民から見てもあまり疑問を持たれないような使い方を決めていけばいいのかなと思うので、あまり余計なものを入れないように決めていったほうがいいんじゃないかなと思うのですが。

○綿引委員長 黒木委員。

○黒木委員 1番の規律の部分については、今までこういうことでやってきていますのでこれでいいかなと思います。タブレットが入ってきてどこまでの機能が入ってくるのかということも実際に見てからいろいろ細かく規定していく、付け足していくということも必要だと思います。

○綿引委員長 誠和会さん、いかがですか。

藤澤委員。

○藤澤委員 今かいつまんでお話があったんですが、水戸市議会の先例・申合せ事項の21ページにある記載で、携帯電話は議場及び委員会室においては使用しないこととするという記載があるんですが、これにスマホという文言が入っていませんで、そこについてはちょっとは申し送り事項との差異が……

〔発言する者あり〕

○藤澤委員 では大丈夫です。失礼しました。

それから、もう一つですが、私も携帯電話及びスマートフォンは議場及び委員会室においては使用しないというような文言は残したほうがいいというふうに思っております。しかし、先ほどから貸与端末の性能によって、やっぱり自分たちのパソコンとつないでパソコンからデータを送れるとか、そういうような端末の性能がやっぱり求めた上で記述については残すというようなことでお願いしたいと思っておりますので、これについては賛成という立場でございます。よろしく申し上げます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

今、様々な御意見を賜りました。今回、まず1番のところでは絞って入り口のところでやらせていただいておりますけれども、またこの件については各党派でお持ち帰りをいただいて、個人間でも多分差が出てくるものだと思います。また、黒木委員からもお話がありましたけれども、機能面、今回導入するタブレットの機能によってはそのルール決め方も若干変わってくるのかなというような御意見もありましたので、その辺は機種選定の方向性は決まっておりますので、そのアプリケーション機能とかの準備が整った段階でまた議論を深めてまいりたいと思いますが、そういった方向性でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、次にその他に入ります。

委員から何かございましたら発言をお願いいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、私のほうから議会の条例を一つ提案させていただきたいというふうに思っています。

今、いろんな意味で立場の強い方の意見、こういったことによる弊害、こういったものもございまして、次回に提出しても結構なんですけど、議会のパワハラに関する条例を提案をさせていただいて、皆さん方の御賛同をいただきたいとこのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○綿引委員長 前々回の委員会的时候でも袴塚委員から御提案がありました件でございます。この件については案文を……

○袴塚委員 案文、もしよろしければ配らせていただきます。

[発言する者あり]

○袴塚委員 じゃ、次回配ります。

○綿引委員長 次回以降、議事に加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

須田委員。

○須田委員 パワハラ条例をつくるということですけども、本当はこういうものってできるだけ早めに話し合いをして進めたほうがいいと思うんですよ。となると、まず委員会のここに提出すると一回持ち帰りだ何だかんだとなるので、各会派に配付ってできないんですか。提案したのに対してあらかじめ各会派に配るってことがあるのではないですか、いろんな資料に対して。と考えると、できればそういう素案が袴塚委員のほうでできているんですしたら、各委員のほうに先に配っていただいて、次はもう論議に入ると、そういうスピーディーさも議会改革に必要だと思いますので、もしルール上大丈夫ならばそれをお願いしたいと思っております。

○袴塚委員 すみません、準備不足で申し訳ありません。

[「委員長のほうで采配、決めてもらって」、
「諮ったら」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 今の現行のルール上でもできるということでございますので、スピード感をもって取り組むということで、須田委員の御提案をしっかりと受け止めさせていただきます。

そのほかございますでしょうか。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、ちょっと新たな話になるんですけども、今、基本で議会開催というのは3の倍数月、3、6、9、12月だと思うんですけども、それ以外の月に関しては各月10日をベースに常任委員会のほうがあるんですね。議会がある3の倍数月の前月のおよそ25日付近には議会前委員会というような形があると思うんですけども、その10日の常任委員会開催に関しての何か申合せというか、もともとの始まりというか、何か伝え聞いた話ではその日が給料日だったからみんな出て、それを手渡しで受けてというところから常任委員会開催があったというのは何っているんですけども、その辺に関しては何かすぐ分かりますか。

その10日にどこまで縛られる必要が出てくるのかなということと、あと、場合によりましては議会開催前の議会前委員会がある月に関しては、例えば10日と25日付近のものが一つにやっついていてもいいんじゃないかなと。また議長、また委員長の招集があれば我々はもういつ何ときでも1週間前通知だと思いますけれども、委員会の開催もできれば特別委員会の開催もできるというルールは、こちらのほうは多分申合せ

事項にあるんだと思うので、そういった議論もここで云々ではなくて、そういった議論も今後していければというふうに思いますので、意見として申し上げます。

○綿引委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 委員会の開会について小泉委員のほうからお話がありましたけれども、委員会は常時開催できていることになっているというふうに私は理解しています。したがって、各委員の中から御要望があったりして委員長さんのほうに申し入れ、そして委員長さんのほうで招集すれば明日にでも委員会ができるというふうなことになっていると思います。したがって、そこについてはやっぱりこういった時期ですから緊急な課題、そういったものがあればやっぱり委員の皆さん方の発案の中で委員会をまめに開催していただくと、こういうことも議会の改革の中では必要なのかなというように思っています。なぜかと申しますと、最近の課題というのは非常に急を要する、こういうふうな課題がいろんなニュースで流れている状況がございます。そういったことに対して水戸市の議会としてある程度の考え方をもってこのことに当たるということが大事だというふうに思いますので、そういったことが必要なのかなと。

それから、蛇足でありますけれども、私の知る範囲の中では10日は報酬の支給日だったというようなことであまり表には出てはいけない話かも分かりませんが、報酬は当時現金でございましたので、皆さん方でお集りをしてそこで頂くというような形の中で、委員会が開催されてきた経緯があるということを昔の議員さんの中でお聞きした経緯がございますので、ちなみにそういったことを蛇足でありますけれども、申し上げさせていただきます。すみません。

○綿引委員長 安藏委員。

○安藏委員 先ほど来出ていますけれども、全てそのことは水戸市議会は先例・申合せ事項が議会の法律みたいなもので、今から綿引委員長の下で議会基本条例の議論が多分に進むと思うんですけれども、その前段で、この先例・申合せ事項の見直し事項が何項目かあると思うんですよ。今、袴塚委員さんがおっしゃった委員会の件、これもちゃんと申合せ事項の中に入っているわけですし、全て今から始まる議会改革は先例・申合せ事項の見直しから始まるというのが一番筋かと思っておりますので、ぜひ委員長、その辺の取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 この後、一回持ち帰ったりいろんなことで話し合いながら進んでいくんでしょうけれども、10日に必ず委員会というのをやる時に皆さんもちょっとお感じかもしれないんですけども、あまり大きな緊急性のものがなくて報告事項なんていうときもあるかと思うんですよ。ただ必要なときは常時開催できると、基本的には1週間前通知、緊急な場合は即時でも開催できるということになっているでしょうから、そこら辺の申合せ事項も直しながら、やはり随時開催できるというような体制を整えていくのが正しいのかなという意見が私もありますので、意見だけ言っておきます。ただ、持ち帰ってまた話し合うんでしょうから。

○綿引委員長 ありがとうございます。それでは委員会の開催日程につきましては、今、須田委員からの御指摘、安藏委員から……

松本委員。

○松本委員 この場で議論する問題ではないかもしれませんが、議会はいわゆる委員会というのできています。そちらのほうで検討をしていただくことかなというふうに思うんですけども、要するに議会報が今のA4になったというのは経費を削減するために、私が議会報編集委員会にいた当時変えたんです。だから、その当時と今の議会報に関わらず経費がどのようになっているのか。私は増えていると思っています、削減になっていないと思っています。これはここで議論する問題ではないと思いますけれども、議会報編集委員会の中でいろいろと議論してほしいなというふうに思っています。何で増えているのか、どこに原因があるのか、これ事務局のほうで計算をしておいてもらって、——前は大きい紙だったんですが、それをA4にするというのは経費を削減しようというようなそこに問題があったんです。それで今がA4になったと私は、古い議員さんの場合は分かっているかと思っていますけれども、そういうこともまたこの場では議論できないでしょうから、議会報編集委員会のほうにこの問題は綿引委員長のほうからお願いをして、提案してほしいなと思うわけです。

○綿引委員長 御意見として頂戴いたします。

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、この際お諮りをさせていただきます。

外部講師による講演についてであります。既に御案内のとおり10月18日の水曜日午後1時半から当特別委員会を開催をし、議会改革に関する先進事例等についてをテーマに早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長を参考人として招致してまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。それではそのように決定をさせていただきます。

以上をもちまして、第5回議会改革調査特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分 散会